

# 豊橋市工事等事故対応マニュアル（受注者用）

## 1. 目的

豊橋市が発注する建設工事、建設業関連業務、建設工事に伴う委託（以下「工事等」という。）に関して、発生した事故を迅速かつ適切に処理するための手続きについて必要な事項を定める。

- ① 発生した事故の報告等に関する手続き。
- ② 発生した事故の迅速かつ適切な処理のため、工事等事故の再発防止策及び二次災害防止策の検討に関する手続き。

## 2. 報告の対象

事故発生時の報告は、工事等の施工に関連する作業において発生した事故のうち、次に掲げるものを対象とする。

- |   |
|---|
| (1) 労働災害<br>工事等の作業が起因して、工事等関係者が死傷した事故。                |
| (2) もらい事故<br>第三者の行為が起因して、工事等関係者が死傷した事故。               |
| (3) 負傷公衆災害<br>工事等の作業が起因して、当該工事等関係者以外の第三者が死傷した事故。      |
| (4) 物損公衆災害<br>工事等の作業が起因して、当該工事等関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故。 |

### 事故別の対応一覧表

種別	事故の概要	措置対応
重大事故	公衆に死亡者	建設工事審査会等にて入札参加停止等の措置を決定
	公衆に負傷者（休業4日以上）	
	公衆に損害を与えた（社会的影響大、重大）	
	工事等関係者に死亡者	
	工事等関係者に負傷者（休業4日以上）3人以上 同一工事等・複数回、安全措施不適切	
通常事故	公衆に負傷者（休業4日未満）	
	公衆に損害を与えた（中程度）	
	工事等関係者に負傷者（休業4日以上）2人以下	
軽微な事故	工事等関係者に負傷者（休業4日未満）	
	もらい事故（負傷者あり）	
	工事等関係者に負傷者（休業なし）	
	公衆に損害を与えた（軽度）	
	その他事故、もらい事故（負傷者なし）	
	「安全管理措置が適切」と認められる場合とは別に受注者に責めがない事故	措置なし

※「休業4日以上」とは、被災した翌日からカウントし、原則土日祝祭日も休業日にカウントする。

### 3. 事故発生後の対応

#### ★直ちに

- ・ 負傷者の救護を行うと共に、被害の拡大を防止し、現場の安全を確保するための緊急の措置を行った後、当該工事等の監督員又は担当者（以下「監督員等」という。）に対し、事故の報告を行う。
- ・ 事故の状況により、現場を一時中止する必要がある場合には、二次災害、二次被害が起こらないように現場の措置を行う。

連絡：事故の状況を把握し、直ちに警察、消防その他の関係する機関に連絡する。

報告：監督員等に口頭または文書により事故の発生を報告する。

提出：第一報の報告を行った後、情報を収集し、事故の原因、工事等の概要を事故発生報告書にまとめ、監督員等に提出する。

※愛知県土木工事現場必携 2-2 書類作成の手引き 10-16 事故報告参照

#### ★速やかに

現場再開に向け再発防止策を作成し、監督員等と協議を行う。

※再発防止策は、発注者から示された安全管理措置の不適切な箇所については是正等を列挙する（必要に応じて図表等を作成）。

### 4. 現場を中止した場合の再開の判断手順

- ・ 労働基準監督署又は警察の行政判断や被害の程度が確定しない場合であっても、二次災害、二次被害が起こらないよう、社会的影響を最小限とするよう措置を行う。
- ・ 安全管理の不適切や是正の必要な箇所に対し、再発防止策を講じる。
- ・ 労働基準監督署または警察の判断により現場の一時中止の措置を行った場合でも、現場再開の判断は、発注者からの指示を受けてからとする。

### 5. 事故処理後の対応

- ・ 「豊橋市工事請負等に係る入札参加停止措置要領」に基づき入札参加停止等の措置を行う。
- ・ 事故の報告は、事故発生後直ちに行ってもらいますが、報告が速やかに行われなかった場合、入札参加停止等の措置が重くなる場合がありますので、必ず報告をすること。